令和2年12月1日 要綱第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第50条及び第60条に規定する災害その他の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条及び第97条並びに大雪地区広域連合介護保険条例施行規則(平成16年規則第12号。以下「規則」という。)第12条に規定する介護給付の割合又は予防給付の割合(以下「介護保険給付割合等」という。)の変更について必要な事項を定める。

(利用者負担減額の基準及び期間)

第2条 省令第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号の規定により減免を行う場合の減免額は、要介護又は要支援被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅、家財又はその他の財産につき、災害による損害金額(保険金損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が、その住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の3以上である者で、前年中の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下である者について、居宅サービス又は施設サービスに要した費用から他の利用者負担の減免を受ける場合その額を控除して得た額に以下の給付割合及び期間を適用する。

損害の程度が10分の5以上		
前年中の合計所得金額	給付割合	期間
125 万円未満	100 分の 100	6 か月
125 万円以上 250 万円未満	100 分の 97	6 か月
250 万円以上 500 万円以下	100 分の 95	6 か月

損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満			
前年中の合計所得金額	給付割合	期間	
125 万円未満	100 分の 97	6 か月	
125 万円以上 250 万円未満	100 分の 95	6 か月	
250 万円以上 500 万円以下	100 分の 93	6 か月	

2 省令第83条第1項第2号から第4号及び省令第97条第1項第2号から第 4号までに該当し、介護給付に係る利用者負担額の支払いが困難と認められ る者で前年中の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下である者については、居宅サービス又は施設サービスに要した費用から他の利用者負担額の減免を受ける場合、その減免額を控除して得た額に以下の給付割合及び期間を適用する。

収入の減少割合が 10 分の 3 以上		
前年中の合計所得金額	給付割合	期間
125 万円未満	100 分の 97	3 か月
125 万円以上 250 万円未満	100 分の 95	3 か月
250 万円以上 500 万円以下	100 分の 93	3か月

(適用)

第3条 前条の規定による給付割合は、規則第12条第1項の規定による申請をした日(以下「申請日」という。)以後に受けた居宅サービス又は施設サービスの給付による利用者負担額から適用する。ただし、申請が遅れたことにやむを得ない理由があると認められるときは、申請日の属する月の初日以後に受けたサービスの給付に伴う利用者負担額から適用する。

(申請に係る添付書類)

- 第4条 利用者負担額の支払い義務を負う者は、規則に規定する介護保険利用 者負担額減額・免除申請書の他、次に掲げる書類を添付しなければならな い。
 - (1) 規則第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号に該当する者は、罹災証明書及び保険金又は損害賠償等により補填されるべき金額が確認できるもの
 - (2) 規則第83条第1項第2号又は第97条第1項第2号に該当する者は、世帯の生計を主として維持していた者の収入状況が確認できるもの及び診断書など
 - (3) 規則第83条第1項第3号又は第97条第1項第3号に該当する者は、世帯の生計を主として維持していた者の収入状況が確認できるもの
 - (4) 規則第83条第1項第4号又は第97条第1項第4号に該当する者は、世帯の生計を主として維持していた者の収入状況が確認できるもの

(適用除外)

第5条 利用者負担額の減額又は免除を受けようとする者が申請日において保 険料を滞納している場合は、当該負担額の減額又は免除の対象としないもの とする。

附則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。